



三重県公報

令和元年10月21日(月)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
393	告示 家畜伝染病予防法の規定による予防注射の実施	(畜産課)	2

告 示

三重県告示第 393 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり豚コレラの予防注射を実施するので、同条第 2 項において読み替えて準用する同法第 5 条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 10 月 21 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 実施の目的

県内における豚コレラの発生予防のため

2 実施する区域並びに実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 実施する区域

三重県全域

(2) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域内で飼養されている豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）

3 実施の期日

令和元年 10 月 25 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間において所管家畜保健衛生所長が指定する日

4 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法

皮下又は筋肉内注射法

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
